

令和6年度 目黒区住宅リフォーム資金助成 (一般リフォーム) (省エネルギーリフォーム)

∞∞∞区内業者の施工によるご自宅のリフォーム工事の費用の一部を助成します(事前申請)∞∞∞

申請 工事開始の1週間前までに住宅課へ申請書類を提出(申請に必要な書類は4~5ページへ)
*予算の範囲内で先着順となります。

助成金額

1. 一般リフォーム助成

工事費用全体(税抜の見積金額と実際の工事に要した経費の低い方)の **10%** (千円未満切捨て)

***上限 10万円**

2. 省エネルギーリフォーム助成

一般リフォーム助成要件を満たし、さらに省エネルギーリフォーム助成要件のすべてを満たす場合(→**詳細は最終ページ**)

工事費用全体(税抜の見積金額と実際の工事に要した経費の低い方)の **20%** (千円未満切捨て)

***上限 20万円**

※省エネルギーリフォーム助成は①内窓の設置、②複層ガラス・断熱窓・断熱ドアへの取替、③壁・天井・床下の断熱材施工、④ビルトイン型食洗機の設置、⑤節水型トイレの設置の5つの対象工事が含まれる場合に限り適用されます(詳細は省エネルギーリフォーム助成要件参照)

目次

- | | |
|-------------------------------|---------|
| 1. 申請手続きと流れ | →2ページ |
| 2. 申請資格 | →3ページ |
| 3. 一般リフォーム助成要件 | →3ページ |
| 4. 工事内容の確認 | →4ページ |
| 5. 申請時に提出する書類 | →4~5ページ |
| 6. 省エネルギーリフォーム助成要件(令和6年度から開始) | →6ページ |



【申請窓口/問合せ先】目黒区都市整備部住宅課 目黒区総合庁舎本館6階
住宅課居住支援係 TEL 5722-9878 FAX 5722-9325

1. 助成の手続きと流れ

6.4.1

(1) 申請

* 申請に必要な書類については4～5ページをご確認ください。

↓ 工事開始の1週間前までに申請書類一式を住宅課へ提出してください。

(2) 審査

↓ 審査には、書類がすべて整ってから1週間程度かかります。余裕をもってご申請ください。
(書類の追加提出をお願いする場合があります。)

(3) 審査結果通知書郵送

↓ 審査完了後、「審査結果通知書」を郵送します。(完了手続きに必要な完了届等も同封します。)

(4) 工事開始

「審査結果通知書」が届いたら工事を開始してください。

↓

(5) 工事完了

↓

(6) 完了手続き(郵送可)

↓ 工事完了後30日以内に下記の書類を提出して完了手続きをしてください

- ① 住宅リフォーム工事完了届
- ② 住宅リフォーム資金助成金請求書(振込先となる申請者口座を記入してください。)
(* ①完了届と②助成金請求書は「審査結果通知書」を郵送する際に同封します。)
- ③ 対象工事全額の領収証のコピー(申請者宛、工事業者の目黒区住所記載のもの)
(* 振込明細やレシートではなく、領収書が必要です。)
- ④ 工事後の撮影日付入り写真(申請時に提出した工事前写真と同じ場所を同じアングルで撮影してください。日付がない写真の場合は、撮り直してください。)
* 写真は工事前写真と工事後写真を見比べて、申請した内容通りにリフォームされたことが容易に確認できること。外壁塗装、壁紙の貼替などであまり色が変わらない場合など、工事の前後がわかりにくいと思われる場合は工事中の写真も提出してください。
* 工事中写真は、外壁塗装、壁紙の貼替以外でも、提出された写真でわかりにくい場合に提出をお願いする場合があります。念のため、撮影しておいてください。
- ⑤ 建築確認が必要な増改築工事をした場合は建築確認検査済証

以下は、省エネルギーリフォーム助成を適用する場合のみ提出となります。(→最終ページ)

- ⑥ 性能証明書(省エネルギーリフォーム助成の対象工事に関する基準を満たしていることを確認できるもの)
- ⑦ 昭和56年5月31日以前に着工した住宅については耐震基準適合を証明できる書類

↓

(7) 助成金の振込

工事完了を確認したのち、助成金額を決定。「助成金交付決定通知書」を申請者へ郵送後、申請者口座へ振り込みとなります。(振込日は2～3週間後。)

2. 申請資格 次のすべてに該当し、対象の住宅に居住する区民のかた

<input type="checkbox"/>	リフォーム工事を予定しているのは、区民であるご自身が住む（住民登録をしている）目黒区内にある居住用住宅である。				
<input type="checkbox"/>	申請者は所有者、または右のいずれかである（亡くなったかたのみが所有の場合は申請できません）	<input type="checkbox"/>	所有者本人・所有者の配偶者		
		<input type="checkbox"/>	所有者の父・母	<input type="checkbox"/>	所有者の配偶者の父・母
		<input type="checkbox"/>	所有者の子	<input type="checkbox"/>	所有者の子の配偶者
		<input type="checkbox"/>	所有者の同居の親族（二親等以内）		
<input type="checkbox"/>	住民税を完納している				
<input type="checkbox"/>	平成31年（令和元年・2019年）4月1日以降この制度を利用していない。（原則として助成を受けた年の翌年度から5年は申請できません。→下記「特例による助成」を参照）				

*特例による助成

一般リフォーム助成を受けた年の翌年度から数えて5年経っていないかたでも、「10万円」と「既に助成を受けた金額」の差額を限度として、もう一度申請することができます。（※省エネリフォーム助成を受けた場合は該当しません）

なお、この助成は以下の点にご注意ください。その他の要件は、上記と同様です。

- ①前回と異なる箇所の工事をする場合に限りです。
- ②助成金額の下限は2万円、上限は“10万円から前回の助成金額を引いた金額”となります。
- ③この助成を受けた後のリフォーム助成の申請は、前回の助成を受けた年の翌年度から数えて5年以上空ける必要があります。（特例による助成を受けた年の翌年度から数えて5年ではありません。）

例：令和6年（2024年）に4万5千円の助成を受けたかたの場合

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度(2030年)～
	4万5千円の助成を受けた	特例による助成が申請できる（1回限り上限5万5千円） ↑10万円から前回の助成金額を引いた金額					助成の制限がなくなる （上限10万円）

令和7年度～令和11年度の5年間はもう一度申請可。（上限“10万円から前回の助成金額を引いた金額”）

令和12年度からは5年経過しているため、制限はありません。（上限10万円）

3. 一般リフォーム助成要件 次の要件を満たすこと

<input type="checkbox"/>	区内業者が行う工事である
<input type="checkbox"/>	工事開始前である（審査結果通知書が届いてから開始すること）
<input type="checkbox"/>	令和7年3月31日までに工事及び支払いが完了する
<input type="checkbox"/>	工事費用は20万円（税抜）以上である
<input type="checkbox"/>	区で行っている他の住宅に関する助成対象の工事を除く

*工事箇所は10年間適正に保全してください。

4. 工事内容の確認

(1) 室内リフォーム

<input type="checkbox"/>	浴室・トイレ・キッチン・洗面所などの改修、床・壁紙の張替え、間取り変更など。一戸建てでもマンションも対象となります。
<input type="checkbox"/>	内窓の設置、ビルトイン型食洗機、節水型トイレ（JIS認定製品）については省エネリフォーム助成要件（→最終ページ）の対象工事となります。

(2) 屋外改修工事

<input type="checkbox"/>	屋根・外壁の塗装や補修などの屋外改修工事は、区分所有登記をしていない一戸建て住宅のみが対象です。(マンションや一戸建て住宅で区分所有登記をしている住宅※ ¹ の場合、屋根・外壁などは共用部分となるため対象外です。室内などの専有部分は対象となります。)
<input type="checkbox"/>	マンションは、専有部分の工事のみが対象です。
<input type="checkbox"/>	自宅と自宅以外の部分(店舗、賃貸部屋など)がある併用住宅の屋根・外壁等の工事は、床面積による按分※ ² となります。按分計算のため、床面積がわかる書類を提出してください。
<input type="checkbox"/>	遮熱塗装又は断熱塗装は省エネリフォーム助成に適用されません。

(※1) 区分所有登記をしている一戸建て住宅とは？

例：自宅の一部が賃貸や店舗等になっていて、その部分と自宅部分をそれぞれ別々に分けて登記している住宅や、2世帯住宅で親世帯と子世帯を分けてそれぞれ別の区分として登記している住宅など。固定資産税納税通知書に同封されている課税明細書の区分家屋欄をご確認ください。空欄の場合は区分所有登記ではありません。

(※2) 申請者居住部分と事業用部分(店舗、事務所、賃貸部屋)の床面積の割合から、税抜の工事見積額のうち自宅に係る部分の工事金額を算出します。助成金額はその金額の10%(上限10万円)です。

(3) 対象とならない工事

<input type="checkbox"/>	居住している家屋部分の工事が対象です。外構・門扉・車庫などは対象外です。
<input type="checkbox"/>	事業用部分(店舗・事務所・作業所・賃貸住宅など)は対象外です。
<input type="checkbox"/>	エアコン・給湯器・ガスコンロなど、 <u>機器交換・設置のみの工事は対象外です。</u> ただし、浴室工事やキッチン工事に伴い、給湯器の交換が含まれる場合は対象です。

(4) 他の制度との併用(見積書はそれぞれ別にしてください)

<input type="checkbox"/>	耐震改修工事助成を申請する場合、その対象となる工事は申請できません。同時に行う他の箇所の工事は申請できます。(同じ工事に対し、両方から助成を受けることはできません。)
<input type="checkbox"/>	高齢者自立支援住宅設備給付【設備改修】を申請する場合、その対象となる箇所(浴室・トイレ等)の工事は対象外となります。同時に行う他の場所の工事は申請できます。
<input type="checkbox"/>	介護保険住宅改修給付または高齢者自立支援予防給付を申請する場合、その対象となる工事費用(手すり設置、段差解消、床材変更、引き戸への変更等)は対象外となります。

* 一般リフォームのみ国や都の助成との併用は可能です。申請書にご記入ください。

5. 申請時提出する書類を用意しましょう

* 提出書類はお返しできませんのでご了承ください

①	申請書	<input type="checkbox"/>	所定の用紙は住宅課にあります * 目黒区ウェブサイトからダウンロードできます。
		<input type="checkbox"/>	申請書のいちばん下「資格確認同意欄」に申請者本人の署名

②	建物の登記を確認できる書類 (所有権移転等の手続きが完了したもの)	建物の登記簿上の所有者が1名～2名	<input type="checkbox"/>	令和6年度「固定資産税等納税通知書」及び「課税明細書」の写し 毎年6月頃所有者へ郵送される書類。届くまでの間(4～6月)は、総合庁舎3階都税事務所発行の「令和6年度家屋名寄帳」の写し、または「登記事項証明書」
		3名以上	<input type="checkbox"/>	
③	工事見積書 (内訳明細書を含む)	<input type="checkbox"/>		目黒区内業者発行のもの(本社が区外にある会社の場合は、見積書と領収書が目黒区内の支店または営業所のものであること)
		<input type="checkbox"/>		宛名は申請者のもの
		<input type="checkbox"/>		有効期限のあるものは、有効期限内に申請してください。
④	建築確認済証	<input type="checkbox"/>		お手元に「確認通知書」や「検査済証」などが無い場合は、総合庁舎6階建築課で発行する「建築計画概要書」などの写しが必要です。 (建築が昭和56年よりも前の場合は不要です。“②建物登記を確認できる書類”で建築年次を確認します。)
⑤	工事箇所の撮影日付入り工事前写真	<input type="checkbox"/>		撮影日付入り。日付の入らないカメラの場合は、日付を書いた紙や工事看板などが写真の中に一緒に写るように撮影してください。
		<input type="checkbox"/>		見積書に記載されている、工事をする箇所すべての工事前写真を提出してください。(工事後にも同じ場所の写真を提出していただき、工事前後の写真を見比べて、申請した内容通りにリフォームされているかどうかを確認します。わかりにくい場合は工事中の写真もご提出いただきますので、工事中写真も撮っておいてください。)
以下は、該当する場合のみ提出してください				
⑥	同意書	<input type="checkbox"/>		共有者がいる場合、または申請者が工事予定住宅の所有者でない場合に提出してください。所定の用紙は住宅課にあります。 *目黒区ウェブサイトからもダウンロードできます。
⑦	住民税納税証明書	<input type="checkbox"/>		令和5年1月1日に目黒区に住民票がない場合は、前住所地の令和5年度住民税納税証明書が必要です。(4月～6月に申請する場合は令和4年度住民税納税証明書)
⑧	戸籍個人事項証明書など	<input type="checkbox"/>		申請者が工事予定住宅の所有者本人でない場合は、所有者との続柄が確認できる戸籍個人事項証明書などが必要です。 (同一世帯の親子など、続柄が住民票で確認できる場合は不要です)
⑨	自宅図面や面積のわかるもの	<input type="checkbox"/>		賃貸や店舗などがある併用住宅で按分計算が必要な場合や、間取り変更があり工事前後の写真だけでは変化がわかりにくい場合など。
⑩	(アスベスト)事前調査結果報告書(大気汚染防止法)様式第3の4	<input type="checkbox"/>		請負金額の合計が100万円以上(税込)の場合に提出してください。 ※目黒区ウェブサイトに見本があります。工事業者のかたが石綿事前調査結果報告システムから印刷してください。 *アスベスト(石綿)の事前調査・届出等については環境保全課公害対策係(03-5722-9384)へお問い合わせください。

6. 省エネルギーリフォーム助成要件（令和6年度から開始）

※省エネルギーリフォーム助成は下記の“(2) 対象工事”を含む場合のみ対象となります。

下記の要件をすべて満たす場合、一般リフォーム助成金額を工事費用全体（税抜の見積金額と実際の工事金額の低い方）の20%（千円未満切捨て）（上限20万円）までアップします。

(1) 助成要件

<input type="checkbox"/>	1. 一般リフォーム助成の要件を満たしていること
<input type="checkbox"/>	2. 過去に省エネルギーリフォーム助成を受けていないこと（省エネルギーリフォームの助成は1度しか受けることができません。）
<input type="checkbox"/>	3. 平成26年4月1日以降、一般リフォーム助成を受給していない（助成を受けた年の翌年度から10年は申請できません）
<input type="checkbox"/>	4. 下記の基準を満たした対象工事（→(2) 対象工事）が1つ以上該当し、その対象工事費用の合計が20万円（税抜）以上であること
<input type="checkbox"/>	5. 新耐震基準に適合している住宅（昭和56年6月1日以降に交付された建築確認済証等により確認）であること、または昭和56年5月31日以前に着工した住宅については耐震基準適合を証明できる書類の提出する（例：耐震基準適合証明書等）
<input type="checkbox"/>	6. リフォーム助成の申請時に、築10年以上経過した住宅であること
<input type="checkbox"/>	7. 完了届までに省エネルギーリフォーム助成の対象工事に関する基準を満たしていることを確認できる書類を提出する（→(2) 対象工事 性能証明書 参照）
<input type="checkbox"/>	8. 助成対象工事について他（国・都・区）のいずれの助成制度も利用していないこと

(2) 対象工事

下記の工事内容のうち、いずれか1つ以上該当し、

その対象工事の工事費用の合計が20万円（税抜）以上であること

工事内容	基準	性能証明書 ①と②を提出する
<input type="checkbox"/> 内窓の設置	既存窓の室内側に新しい窓を取り付ける又は既存内窓を取り外し、新しい内窓を取り付けることで断熱効果が得られること	① 出荷証明書又は納品書の写し ② 工事写真（工事前後）等
<input type="checkbox"/> 複層ガラス・断熱窓・断熱ドアへの取替	外気の接する窓について複層ガラス及び断熱窓に取替える。また、外気の接するドアについて断熱効果のあるドアに取替えることで断熱効果が得られること	① 出荷証明書又は納品書の写し ② 工事写真（工事前後）等
<input type="checkbox"/> 壁・天井・床下の断熱材施行	壁・天井・床下に断熱材を施工すること（遮熱塗装・断熱塗装は含まれない）	① 納品証明書又は施工証明書 ② 工事写真（工事前後及び工事中）等
<input type="checkbox"/> ビルトイン型食洗機の設置	ビルトイン型の食器洗浄機の設置工事を行うこと	① 納品書又は保証書の写し ② 工事写真（工事前後）等
<input type="checkbox"/> 節水型トイレの設置	既存の便器を節水型便器（原則としてJISで定める大便器のうち「節水Ⅱ型」に該当し、JIS認証を取得している製品）に変更すること	① 納品書又は保証書の写し ② 工事写真（工事前後）等